

第70回日本小児保健協会学術集会 特別講演 1

今後の成育保健医療等について ～こども家庭庁の創設と成育医療等基本方針等の 見直しを踏まえて～

山本 圭子 (厚生労働省医薬局血液対策課/元こども家庭庁成育局母子保健課)

令和5年4月1日、こども家庭庁が創設された。こども家庭庁は、こどもまんなか社会の実現に向けて、常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織として、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とされた。また、総理直属の機関として、一元的に企画・立案・総合調整(内閣補助事務)を担うほか、各省大臣に対する勧告権等を有するなど、強い司令塔機能を持つこととなった(図1)。

内閣府の子ども・若者育成支援および子どもの貧困対策に関する事務や子ども・子育て本部が所掌する事務、文部科学省の災害共済給付に関する事務、厚生労働省の子ども家庭局が所掌する事務や障害児支援に関する事務などが移管され、各省庁の間で抜け落ちることがないように新規の政策課題や隙間事案に取り組むこととなった。

こども家庭庁においても、母子保健は重要なポピュレーションアプローチとして位置づけられている。母子保健では、引き続き、子どもだけでなく、母親の健康、父親の健康、さらには、母体保護、不妊治療、プレコンセプションケア、研究開発なども担当することとなった。

母子保健に関するこの間の大きな動きの一つは、デジタル化であろう。令和4年5月から、「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」において、近年の社会変化及び母子保健の変化等を踏まえて、母子健康手帳の見直し等について検討を行った。

母子保健情報・母子健康手帳の電子化については大きな論点の一つとなり、同年9月20日に取りまとめ

られた中間報告書において、母子保健分野に係る国民の利便性の向上、地方公共団体や医療機関の事務負担の軽減等を図るため、令和7年度を目標時期として地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化が進められていることも踏まえ、マイナンバーカードを活用した母子健康手帳のデジタル化に向け、環境整備を進めていくことが適当とされ、令和5年度以降、保護者に対する育児等の情報(任意様式)について、主として電子的に提供することが適当とされた。「母子健康手帳」の名称については、父親の育児参加等の観点から変更すべきとの意見の一方、現在の名称の定着を理由に変更すべきでないとの意見もあり、変更しないこととされた。

一部の母子保健情報(妊婦健診、3~4か月・1歳6か月・3歳児健診の一部)については標準的な電子的記録様式が定められ、令和2年度からマイナポータルで閲覧可能となっていた。同検討会においては、マイナポータルで閲覧できる母子保健情報の拡充や母子保健情報のデジタル化の現状と課題についても議論を行った(検討会で新たに電子化すべきとされた情報は下記の通り)。

＜検討会で新たに電子化すべきとされた情報＞

妊産婦の情報：妊娠中の喫煙・飲酒、感染症検査、産婦健診、産後ケア事業、EPDS等のアセスメントの実施

※以前から電子化対象の妊婦健診情報については、市町村が必ず電子化する情報に指定

乳幼児の情報：新生児訪問指導等、屈折検査(3歳児健診)、歯の汚れ・形態・色調(1歳6か月・3歳児

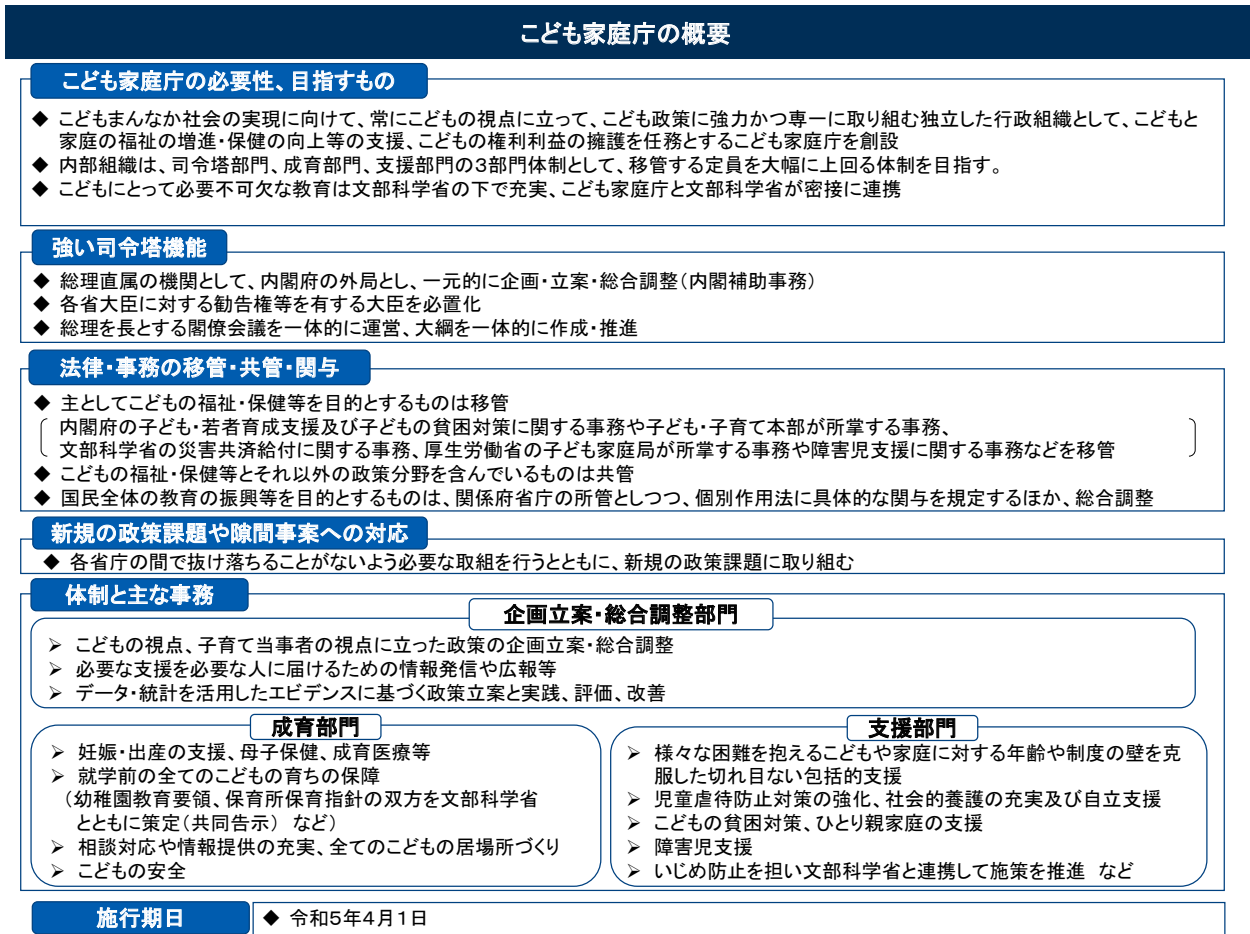


図 1 こども家庭庁の概要

健診)

※あわせて、①自治体独自の乳幼児健診の情報を記録可能に、②以前から電子化対象の先天性代謝異常等検査・新生児聴覚検査について、市町村が必ず電子化する情報に指定

こども家庭庁においては、デジタル庁とも連携の上、こども政策のデジタル化、こども政策 DX を推進している。こどもまんなか社会の実現に向けて、デジタル技術を積極的に活用して、伴走型相談支援の実施、就労証明書に関する事務をはじめ、さまざまな事務において子育て家庭などが抱えるさまざまな手間や負担を少しでも軽減し、子どもと向き合う時間を増やしていくことができるよう取り組むこととしている。

アンケート結果を踏まえ、妊娠・出産に係る手続き(妊娠届、出生届)については、郵送やオンライン申請を推進し市役所等に行かなくても完結できるよう地方公共団体と連携を図ることとしている。妊娠届出・母子健康手帳交付時には、多くの自治体で、保健師等が対面での面談を行っているが、手続きの効率化を求

める声が多く、対面面談のメリットを対象者に理解いただけるような工夫も求められている。また、出産前後の健診事務等(妊婦健診、予防接種、乳幼児健診)は、民間アプリ等を活用し紙の書類の削減とプロセスの効率化を図ることとしている。

マイナンバーカードも含め、デジタル化に関する危惧が示されることがあるが、これらのデジタル化の取組は、決して、現在の母子保健の取組を否定するものではなく、母子保健の効率性を上げ、母子の健康と福祉の向上のためのものとなることを期待している。

電子的な情報提供については、令和4年2月に「健やか親子21」の公式ウェブサイトのリニューアルを行ったほか、母子健康手帳の任意様式を母子健康情報支援サイトにより提供を行うこととした。さらに、令和5年度には、母子保健に関するコンテンツを作成し、さまざまなニーズを捉えた情報発信の充実に予定しているため、ぜひご活用いただきたい。

※「健やか親子21」ウェブサイト

健やか親子21 ー妊娠・出産・子育て期の健康

こども家庭庁関連施策の主なスケジュール（イメージ）

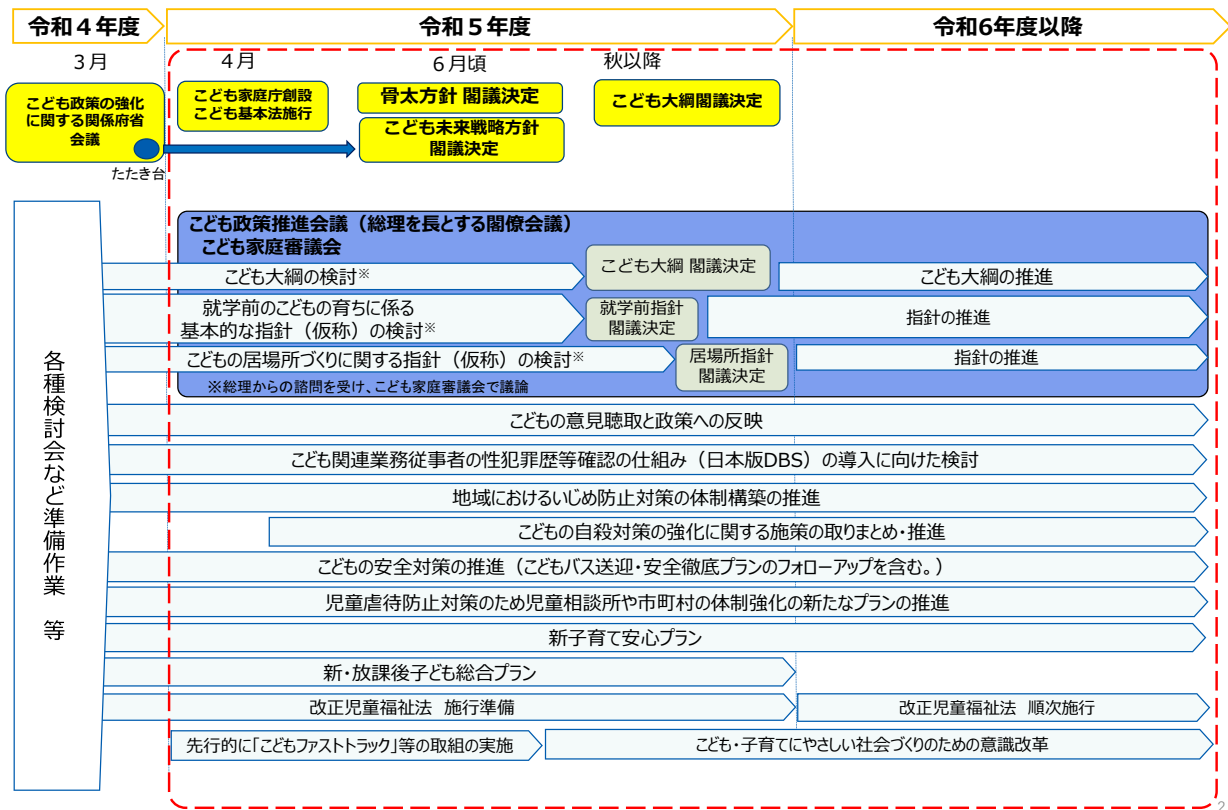


図2 こども家庭庁関連施策の主なスケジュール（イメージ）

に関する情報サイト— (cfa.go.jp)

※母子健康手帳情報支援サイト

母子健康手帳情報支援サイト (cfa.go.jp)

また、医療計画等の見直しと連動するため、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針を、令和5年3月に改訂した。同基本方針においては、「健やか親子21（第2次）」や「健やか親子21（第2次）」を踏まえた母子保健計画や、医療、福祉など都道府県内の関係者の連携・協議について新たに盛り込まれている。これらを推進するため、こども家庭庁の令和5年度予算において、成育医療等基本方針を踏まえた計画の策定や協議会の設置、当事者のニーズ把握等、母子保健に関する都道府県による広域支援を推進することとしている。

母子保健事業のほとんどは市区町村が実施主体となっているが、母子保健は医療とも密接に連携して取り組む必要があり、その観点から、都道府県が関与して、地域での切れ目のない支援体制の構築をすることが重要である。成育医療等基本方針においても、国・地方公共団体は、施策の進捗状況や実施体制等を客観

的に評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルに基づく取組の適切な実施を行うこととされており、こども家庭庁としても、同基本方針に基づく評価指標を定めたところである（成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について（令和5年3月31日発0331第18号））。

こども家庭庁においては、各省庁の間で抜け落ちることがないように新規の政策課題や隙間事案に取り組むこととしている。いじめを政府全体の問題として捉え直し、「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」（令和4年11月設置）の下、関係府省間の連携を強化し、新たに学校外からのいじめ防止対策に取り組み、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進している。また、不登校児童に対しても、文部科学省と連携し、多様な居場所づくりや、教育部局・福祉部局の連携強化などを推進している。さらに、子どもの自殺対策のため、関係省庁連絡会議を開催し、有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、緊急強化プランをとりまとめたところである。

これらの新しい横断的な取り組みの中でも、情報の

集約・分析は核となっており、デジタル化と情報の利活用の進展が期待される。医療 DX により、電子カルテの標準化と共有の議論が進んでいるが、成育医療や母子保健の関係者においても、これらの動きを業務の効率化や利便性の向上に役立てていただきたい。

令和 5 年 6 月に取りまとめられた、こども未来戦略方針、経済財政運営と改革の基本方針 2023 を踏まえ、

幅広い子ども施策に関する今後 5 年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めることも大綱を年内を目途に策定するなど、政府全体で子ども施策を強力に推進することとしている。成育医療、母子保健の関係者におかれては、注視いただくとともに、ご協力をお願いする（図 2）。